



第145号

錦見 壽紘
KCCN 事務局
弁護士

消費者教育シンポジウム2026に参加してきました。

6月30日に国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催された消費者教育シンポジウムに参加してきました。

今年のテーマは、「学校教育における消費者教育の可能性—民主的で持続可能な社会の作り手の育成とは—」です。

当日は、午前中は消費者教育教材資料表彰2026の表彰式が行われ、午後は学校教育における消費者教育の可能性についてという大きなテーマについて、工藤勇一氏による「これからの学校での学びはどうあるべきか?」、山脇岳志氏による「デジタル社会における民主的で持続可能な社会の作り手の育成とは」というテーマで基調講演が行われました。その後、基調講演をされたお二方に、石田実里氏を加え、コーディネーターを樋口雅夫氏が務め、「民主的で持続可能な社会の作り手の育成において消費者教育には何ができるか?」をテーマにパネルディスカッションが行われました。最後には、「これから学校で消費者教育をどう実践するか?」について、グループディスカッションが行われました。

午前の表彰式の後には、情報交換会が行われ、受賞した様々な団体と交流し、教材の説明などを聞くことができました。動画を通じて学ぶ教材でもロールプレイングゲームの要素が取り入れられていたり、ゲームを通じて実際に体験しながら学ぶことができたりと楽しく学べる様々な工夫がされていました。特に消費者庁の教材は、VR 動画で体験できるものであり、よりリアルに近い体験のできる教材になっており、驚嘆しました。

午後の部で印象に残っているのは、「主体性」のある消費者を目指すことです。工藤勇一氏の講演では、「主体性」とは自分の頭で考え、判断し、行動することとされており、単に進んで行動するのではなく、自分の頭で考え、判断することが重要であるとのことでした。情報に溢れた現代社会において、特に自分で考えることが重要であり、消費者被害を減少させるためにも、重要な点であると思いました。

(次頁に続く)

京都弁護士会にも消費者問題に関する教材はありますが、様々な団体の教材を見習って、より楽しく学べる教材にブラッシュアップしていかなければいけないと感じました。そして、消費者被害を1件でも減らせるよう、より一層消費者教育に取り組んでいきたいと思います。

(2026 年 8 月)